

丹波篠山・福の住む里 福住さとねっと

Fukusumi Sato Net



令和6年2月21日

第 170 号

発行：福住地区まちづくり協議会

〒669-2513 丹波篠山市福住 342

TEL&FAX：079-557-0116

メール：fk.machikyo@gmail.com

地域おこし協力隊員



いな 稲ちゃん活動報告！

初詣に大阪市の住吉大社へ参ったところ、福住の「住之江の庭」を彷彿とさせるような展示作品を発見しました。

国宝の屏風絵（源氏物語関屋濡標図（みおつくしず）屏風）を陶板で複製したもので、2021年末に設置されたそうです。作者の俵屋宗達（たわらやそうたつ）は「風神雷神図」を描いた京都の絵師で、本作では、中央に住吉大社を参詣する光源氏の牛舎と華々しい一行、右に明石君が乗る船、左に住吉大社の象徴である反橋（そりばし）（通称：太鼓橋）と鳥居が描かれています。住吉大社は、古来、航海の守護として崇敬され、遣唐使は住吉の地から船出し、平安貴族は和歌の神としても信仰したと、



解説されています。

福住の「住之江の庭」が、住吉大社の往時の景観を偲ばせる、秀逸な作品であることを実感しました。

福住地区人権・同和教育研究大会 （開催案内）

以下の通り開催しますので、福住地区のみなさまにおかれましては、万障お繰り合わせの上、ご参集ください。

●日時：令和6年3月15日（金）19時30分～

●場所：福住公民館

●内容：テーマ 「性の多様性について」

講師 中森 実氏

●参加対象：福住地区住民

●主催：福住地区まちづくり協議会

●共催：丹波篠山市、教育委員会

丹波篠山市人権・同和教育研究協議会

みなさんからの「福住さとねっと」への

投稿・情報提供お待ちしております！

＝福住さとねっと編集部＝

ほっと一息 宿場町福住ひなまつり！



5年ぶりに開催する福住ひなまつり。

伝統的建造物群保存地区福住のまちなみで、ひなまつりをお楽しみください。

●日時：令和6年3月15日（金）・16日（土）・17日（日）

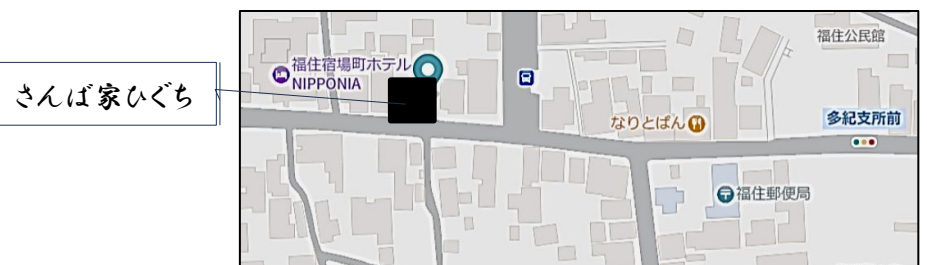
いずれも10時～15時

●場所：さんば家ひぐち 丹波篠山市福住 37

●展示：ひな人形、吊るしびな、稲畑人形

●主催：福住地区まちづくり協議会（557-0116）

※お車でお越しの場合には、福住公民館（コミセン）駐車場をご利用ください。



NPO 法人 SHUKUBA 「米粉の日」

●加工賃：1kgあたり420円

●真空パック：1kgあたり25円

●申し込み：ご希望の方は加工所営業時間に電話（080-9534-4275）まで

●営業時間：月・水・木曜日の9時～17時

「米粉の日」は、毎月第4木曜日に定期開催！

2月は29日（木）、3月は28日（木）開催予定です。※その他の日でも相談頂ければ対応いたします。

雪花火 2024 x 竹あかり 開催！

福住の冬の風物詩「ふくすみ雪花火」を2月3日（土）に開催しました！今回でイベントも13回を数えました。

冬の日暮れ、吐く息が白くなった会場で、屋台や焚き火を囲むたくさんの笑顔、笑い声。

会場横の松森神社には、大学生たちが創った竹あかりがやさしいろうそくの光で参道を彩っています。

司会の合図とともに、黒い夜空にゆっくりと浮かんで行く50基のフライングランタン。

そして、最後は花火180発。澄みわたったキンキンの冬の夜空に輝く光の祭宴でした。

来場者をはじめ関係者のみなさん、ありがとうございました！



「ふくすみ夜のまち歩き」同時開催！

2月3日（土）、雪花火イベントと同日開催の関西国際大学歴史ツーリズム研究会と関西学院大学久保ゼミの大学生たちが、重要伝統的建造物群保存地区を案内した「ふくすみ夜のまち歩き」。

この度、主催された大学生の方から感想が寄せられましたのでご紹介します。

『初めての福住のまち歩きガイドで大変緊張しましたが、地域の方々に温かく教えていただき、終了後には福住の皆さんに『とても良かったですよ』と言っていただけて、とてもうれしかったです。来春から社会人となる自分にとって今後の自信に繋がりました。短い時間でしたが、お世話になりました。『福住』大好きです。 関西国際大学4回生 平松 知也』

またいつでも福住を訪ねてきてくださいねー！



第2回古文書講座を開催！

福住村の茶荷物論争

～後世に解決を託された『庭売一条』～

= SHUKUBA 情報 =

第2回の古文書講座は1月31日（水）、参加者25名で、神戸大学大学院特命助教の松本充弘先生の講演で開催しました。

兵庫県立歴史博物館所蔵「丹波国多紀郡福住村の商家に伝わる文書」の中で、天保2年（1831）に起きた茶荷物積み出しをめぐる争論を記した文書の3点と曾地奥村の文書「天保2年の済状案」をテキスト史料として解説説明をしていただきました。

「福住村の茶荷物論争」を要約しますと、天保2年（1831）5月20日に曾地奥村の茶農家が、茶荷物3駄（1駄は135kg）を笹尾村（猪名川町）へ積み出そうとしていました。福住村の茶荷物の仲買人はこれを抜け荷と見て制止しようとしたのですが、茶農家は取り合いません。福住村の馬持惣代や百姓代、肝煎、庄屋は「この頃は福住を経由しない茶荷物や穀物などが増加しており困っているので抜け荷をやめさせてほしい。」との願書を藩の代官所へ出しました。藩の代官所で郡取締役の仲裁があり「茶等の商人荷物については宝暦2年（1752）と貞享3年（1686）に2度お触れ（きまり）が出ている。それは、①荷物は原則として馬荷物と定め牛荷物は認めないこと。②他領へ販売する茶荷物はまず篠山城下、福住、古市、追入のいずれかの宿駅へ運送すること。③他領の商人に庭売（直接販売）する場合は勝手次第」としました。しかし、藩の代官所に出席していなかった庄屋の山田嘉衛門はその判断を聞き「庭売り勝手次第は、昔のきまりと合わないとして、茶荷物は商人荷物なので手数料を取るべき」として代官所の仲裁には承知できないとしました。

昔から茶等の農産物を他領に販売するのは商人荷物として売するため、宿駅（福住等）の商人を介して手数料を納めて販売していたようです。しかし、今回の場合は農家が庭売（直接販売）したためにトラブルが起こったようです。

参加者からは「農産物を農協に出荷予約をしていて、直接お客さんに販売するようなものだ」とうまい例えをされた方もいました。昔のきまりや福住、後川の関係性や流通等の複雑な問題ですが、松本先生が整理しながら解説していただいたおかげで参加された皆さんはよく理解できたとの感想をお聞かせいただきました。

この先、茶農家と宿駅（福住）がどのように決着をつけるのかは、2月28日午後1時30分開催の第3回講座へと続きます。

ご関心のある方のご参加をお待ちしています。